

鳥取県版避難所運営ゲーム（HUG）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県（以下「県」という。）が、鳥取県版避難所運営ゲーム（HUG）（以下「鳥取県版HUG」という。）を個人又は団体に貸出す場合の手続等に関して定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）鳥取県版HUGセット

カード（カードケース入り）、取扱説明書、避難所マップデータ入りCDで構成される一式をいう。

（2）申込者

鳥取県版HUGセットを使用することを目的に、とっとり電子申請サービスによる申込又は貸出申込書（様式1）（以上の2項目を以下「申込書」という。）に申込者として記載された者をいう。

（貸出料金）

第3条 鳥取県版HUGセットの貸出料金は、無料とする。

（貸出申込）

第4条 県から鳥取県版HUGセットの貸出を希望する者は、とりネット（<https://www.pref.tottori.lg.jp/309821.htm>）により貸出状況を事前に確認の上、申込書に必要事項を記入して必要な書類を添付し、原則、貸出希望日の2週間前までに県危機管理部消防防災課（以下「消防防災課」という。）に提出する。

（貸出期間）

第5条 鳥取県版HUGセットの貸出期間は、貸出予定日から起算して2週間以内とする。

（貸出条件）

第6条 県は貸出申込を受け付けた場合、申込書の記載内容が次の条件を満たすことを確認し、満たさない場合は貸出を行わないこととする。

- （1）原則、申込者は、鳥取県版HUGセットを県内で使用すること。なお、県外への貸出は、消防防災課長が適当と認めたときとする。
- （2）鳥取県版HUGセットを営利目的で使用しないこと。
- （3）申込者が過去に貸出を受けたとき、故意に鳥取県版HUGセットを紛失及び汚損していること。
- （4）その他、消防防災課長が貸出について不適当と認めるとき。

（貸出の優先）

第7条 複数の申込者により鳥取県版HUGセットの貸出申込がある場合は、先に申し込んだ者を優先する。

(使用可否と貸出期間の回答)

第8条 県は、貸出申込があった場合、その可否及び貸出期間（貸出予定日から返却予定日）、鳥取県版HUGセットの貸出数を、口頭又は電話、FAX、電子メールにより、申込者に通知する。

(申込者への引渡し)

第9条 鳥取県版HUGセットの申込者への引渡しは、貸出予定日以降に消防防災課で行う。なお、引渡日が貸出予定日以降となった場合でも返却予定日は変更しない。

2 申込者が鳥取県版HUGセットの発送を希望する場合、県からの発送は貸出予定日に行い、発送費用は申込者が負担する。

(遵守事項)

第10条 鳥取県版HUGセットを使用する者は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 鳥取県版HUGセットの全部又は一部を複製しないこと。
- (2) 鳥取県版HUGセットは十分注意して取り扱い、故意に紛失及び汚損しないこと。
- (3) 鳥取県版HUGセットを第三者に転貸又は有料で貸し付けしないこと。

(申込者からの返却)

第11条 鳥取県版HUGセットの使用後は、申込者は返却予定日までに、チェックリスト（様式2）に記入し、添付の上、消防防災課に鳥取県版HUGセットを返却しなければならない。なお、返却に係る費用は申込者が負担するものとする。

(督促)

第12条 申込者が鳥取県版HUGセットの返却を延滞した場合は、県から督促を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 県は、申込書に記載された個人情報について、関係法令を遵守し保護するものとする。

(弁償の責任)

第14条 申込者又は鳥取県版HUGセットを使用した者に起因する理由で、鳥取県版HUGセットの全部若しくは一部を紛失及び汚損した場合は、原則として同種のものをもって復元し、弁償するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、消防防災課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月7日から施行する。